

第9 外国人特別選抜による募集

1 外国人特別選抜による募集の実施校及び募集人員

実施校は、〔別表6〕のとおりとし、一般募集に併せて実施する。
なお、募集人員については、別に定める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格（5ページ）を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 本人及び保護者が県内に居住している、又は令和9年3月31日までに居住予定がある外国籍を有する者
- (2) 原則として、在日期間が令和9年2月1日現在で通算して3年以内の者

3 出願及び書類の提出

- (1) 第3の3（6ページ）に準ずる。

ただし、本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。

また、次のことに留意する。

ア 電子出願システムの案内に従い、「外国人特別選抜による募集」を選択する。

イ 第7の4（20ページ）の「自己申告書」（様式7）は、提出することができない。

ウ 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従って選択又は入力をする。

- (2) 出願時に旅券等の確認が必要であるため、以下の書類を、志願先高等学校長に提出する。

なお、アについては、原則、中学校が、電子出願システムの案内に従って、電子データを提出する。ただし、第6の3または4（18ページ）における中学校等からの出願の場合、持参により提出する。

イ～エについては、持参により提出する。

ア 外国人特別選抜適用申請書（様式13）

学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、埼玉県教育委員会が出願資格を認定した書類で代えることができる。

イ 出願時に有効な旅券及び出入国記録が確認できる書類（過去の旅券等）

ウ 在留カード

イ及びウについて、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、イは外国籍を証明する書類等で、ウは本人及び保護者が県内に居住していることを証明する書類等で代えることができる。

エ その他、志願先高等学校長が必要とする書類

- (3) 全ての出願書類が提出された志願者を、外国人特別選抜の対象とする。

4 志願先変更

第3の7（8ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7については、外国人特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の外国人特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の外国人特別選抜を行う高等学校の「外国人特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、「外国人特別選抜適用申請書」等を、新たな志願先高等学校へ提出する。

提出方法は、3(2)に準ずる。

5 学力検査

第3の10（9ページ）により行う。問題は他の志願者と同じとする。ただし、志願者は国語、社会及び理科の3教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～14:20	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	志願先高等学校長の指示に従う。		数 学		志願先高等学校長の指示に従う。		英 語

6 面接

個人面接を実施する。

その他、第4（12ページ）による。

7 特色検査

特色検査を実施する高等学校、学科等の志願者は、他の志願者と同様に特色検査を受検しなければならない。

内容等については、第5（13ページ）による。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

9 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む。）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第6（18ページ）の定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（6ページ）に準ずる。